

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

平成30年10月10日（水）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

平成30年度第7回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 平成30年10月10日(水) 午後3時00分から午後4時30分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について
- (3) 議案第3号 農地中間管理機構事業(農地集積計画)に係る意見決定について
- (4) 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届(市街化区域)について
- (5) 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届(市街化区域)について
- (6) 報告第3号 農地改良届出について

2 農業委員

(1) 出席委員(9人)

1番 川端 哲男	2番 河北安之助	3番 磯部 一輝
4番 堀川 眞助	5番 本田 和寛	6番 内藤 文紀
7番 宮村 澄考	8番 可村 岸雄	9番 坂本 里美

(2) 欠席委員(0人)

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員(9人)

1番 鍋島 敬一	2番 坂本 哲也	3番 上田 幹雄
4番 新川 栄二	5番 大竹 計理	6番 山下 芳廣
7番 紫藤 淳	8番 古庄 隆光	9番 渡邊 幸伸

(2) 欠席委員(0人)

4 農業委員会事務局職員

事務局長 鍋島 二郎

事務局員 荒木 博光

農地集積専門員 高山 勇

平成30年度第7回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午後3時00分

事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。
本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中9名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。
それでは、会長に挨拶をお願いします。

会長 <あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

事務局 会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、議長よろしくをお願いします。

議長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。
議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、いかがいたしましょうか。

「議長一任」

ただ今、「議長一任」との声がありましたので、私の方で、指名させていただきます。

それでは、議事録署名人に3番 磯部委員、4番 堀川委員にお願いします。
本日の会議書記に事務局職員の荒木さんを指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 転用者は議案書のとおりです。
申請地：津久礼字宮ノ下777番1 外3筆
地 目：畑・田
転用面積：合計2,701.25㎡
転用目的は、建売分譲です。
権利は、所有権の移転です。

この議案につきましては、現地調査を10月3日(水)に実施しています。詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP1～P3をご覧ください。

配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条(赤ラベル)をお開きください。

許可基準に照らした結果について説明します。

1 農地転用許可基準に基づく検討状況

1) 立地基準について

農地区分は第1種農地と判断しました。

(おおむね10ha以上の一団の農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は、周辺に10ha以上の広がりがある第1種農地であり、原則転用許可不可ですが、転用者が集落内に居住し日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、不許可の例外と判断しております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

3番委員

第1号議案の番号1について、3番委員が説明します。

本申請地は、東側及び南側に農地があるものの、北側及び西側には既存の宅地と接しており、集落内開発地域に指定してある農地です。南側の一団の農地との間には農道が走っているため、転用に伴う影響もないと思われます。また、住宅地への進入路については、北側の県道からとなっており、申請地南側の農道が抜け道に使用されることはなく、周辺農地への通作には影響はないと思いますので、よろしくご審議お願いします。

議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。ありませんか。

事務局

集落内に居住し日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるとは、元々その集落内に住んでいた者に加え今後申請地内に転居し居住する予定の者を含まれます。

8番委員

集落から徐々に転用していけば、農地はどんどんなくなっていくことにならないのですか。

- 事務局 集落から接続していることが条件ですが、他にも要件があり、例えば農振白地であることや、都市計画法に基づく集落内開発地域に入っているか否か等々条件がクリアできる場合に限りです。なお、今回の申請地に接する農道から南には農地が広がりますが、そこからは農振農用地であるため、転用はできません。
- 1 番委員 集落に接していることが条件であるため、いくら農振白地で、集落内開発に地域に入っている場合でも、飛地で転用はできないのですよね。
- 事務局 おっしゃる通りです。
- 議長 他にありませんか。無いようですので、採決を行います。
第1号議案の番号1の案件について、賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成です。
よって議案第1号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。
次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。
事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。
- 事務局 農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。菊陽町長より平成30年10月1日付けで農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。
それでは、議案書をご覧ください。
今月は、1の利用権設定が8件の28筆で合計面積70,535㎡です。計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。以上で説明をおわります。
なお、議案書の「担当委員欄」の堀川真助さんの「助」が誤って「介」となっております。修正をお願いします。申し訳ございませんでした。
- 議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。
- 事務局 番号1にいて、貸し人の住所は大津町となっておりますが、最近施設に入られており施設に住所を移されたためです。元々は中代の方です。また、借り人については、福岡県のみやま市となっておりますが、登記の住所が福岡県で、熊本県には田崎に事務所があり、大津町の矢後川に選果場をもっておられます。大津町でも大々的に耕作されており、大津町の認定農家です。

議長 町外の方が借り人となっているが、事務局に相談があった場合は、なるべく町内の認定農家を優先してあっせんしていただきたい。

事務局 事務局としてもそう考えております。

1 番委員 借り人は町内でも結構広く作られています。こうゆう場合は既に相対で話が進んでおり、決まっていたと思います。

事務局 はい、親戚の方が、直接相談されたようです。貸し人の田については親戚の西本さんに貸されております。水田ごぼうの農家です。畑については、貸し人に相談されたようです。

1 番委員 入り作については、賛否両論あります。キャベツ農家などは、作付け、消毒、収穫の時だけ来て、その他は中々管理がされず草が生え放題の農地も見受けられます。ただ、本申請者はしっかり管理されており、地元の方よりよっぽど綺麗に畔の管理をされております。

事務局 深迫ダムの除草作業にも参加され地元で溶け込んでおられます。

議長 他にありませんか。

9 番推進委員 番号5の賃借期間が1年とありますが、何か理由があるのですか。

事務局 通常この経営基盤強化促進法については、長く安定的に借受人が耕作できるようにという趣旨で、なるべく5年以上の賃借期間をお願いしております。今回例外的に1年となっているのは、貸付人の要望とお伺いしております。相続等が終わっていない農地ですので、そのような要望があっているのかもしれない。

議長 よろしいですか？
－ 同 意 の 声 －
確認が終わったようですので、採決を行います。
第2号議案の1の利用権設定及び2の所有権移転についての意見決定は原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。
全員賛成です。よって、原案のとおり意見決定することとします。
次に、議案第3号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）について」を議題とします。事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 菊陽町長より平成30年10月1日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。議案書のとおり譲受人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は1件の6筆で合計面積6,533.03㎡です。
以上で説明を終わります。

- 議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。
よろしいですか？
－ 同意の声 －
確認が終わったようですので、採決を行います。
第3号議案の農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される「農業委員」及び「推進委員」の挙手を求めます。
全員賛成です。
よって、原案のとおり意見決定することとします。
次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。
- 事務局 報告第1号について、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出（市街化区域）であります。件数は1件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。
- 議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？
－ 特に発言無し －
よろしいですか。特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。
次に、報告第2号について事務局の説明をお願いします。
- 事務局 報告第2号について、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出（市街化区域）であります。件数は3件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。
- 議長 ただいまの報告第2号について、質疑はありませんか？
－ 特に発言無し －
よろしいですか。特に無いようですので、以上で報告第2号を終わります。
次に、報告第3号について事務局の説明をお願いします。
- 事務局 報告第3号について、農地改良届出であります。改良目的は、天地返し及び盛土です。盛土は約30cmを計画されておられます。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP4～P5をご覧ください。
農地改良後はハウスを整備しミニトマトを栽培される予定です。
添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。
- 議長 ただいまの報告第3号について、質疑はありませんか？
- 2番委員 天地返しをして盛土した後ハウスを建てると、ハウスの柱は後にでこぼこなるのではないか。

事務局 本人はわかってされていると思います。盛土後、転圧されるのではないで
しょうか。

議長 ここは、小さい農地が3筆ほど連なっていたと思います。以前は、申請者
の父が苗床と施設としてハウスが建っていたところでした。

事務局 そうです。本人所有の農地を含め外2筆あり、その2筆は既に利用権設定
されています。

議長 他にありませんか。
－ 特に発言無し －
よろしいですか。特に無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

議案審議並びに報告事項は、終了しました。
以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろ
させていただきます。